

# 精華町教育委員会議事録

令和2年（第3回）

1 開 会 令和2年3月27日(金) 午後3時30分  
閉 会 令和2年3月27日(金) 午後4時30分

2 出席委員 川村教育長 松本委員 新司委員 岡島委員  
松下委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

岩崎教育部長	林田総括指導主事
松井学校教育課長	石崎生涯学習課長
上原学校教育課係長	

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

教育長から第3回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和2年第1回臨時教育委員会の議事録について説明。

**【採 決】**

・全員承認

(3) 前回議事録について

教育部長から令和2年第2回教育委員会の議事録について説明。

**【採 決】**

・全員承認

#### (4) 教育長報告事項

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3月3日から23日までの間、町立小中学校を臨時休業としてきたが、卒業式については規模を縮小し、中学校は13日、小学校は19日に実施した。この状況においても、様々な工夫や必要な対策を行った上で、何とか滞りなく挙行することができた。

また、3月24日は3学期の修了式であったが、これについても、なるべく多くの人が集まらないよう各教室での実施とし、校長の挨拶を放送により行うなど、各学校が工夫する中で実施した。

現在は春休みに入っているが、国の感染拡大防止の方針に留意した上で、令和2年度の始業式から学校を再開したいと考えている。入学式については、卒業式と同様に、式典出席者の制限や式典時間を短縮するなどの対応を考えている。再開後の学校における感染症対策としては、文部科学省のガイドラインが公表されており、これを踏まえた対策を実施していく。4月2日に臨時校長会を開催し、このガイドラインに沿った学校での具体的な対策について協議を行い、準備を進めていきたいと考えている。ただし、今後の感染拡大の状況などによっては、学校の再開の方針についても対応を変更することもありえると考えている。

次に、3月9日から臨時休館している、むくのきセンター、スポーツ交流広場、木津川河川敷の多目的広場については、4月2日から再開の予定である。ただし、むくのきセンターのトレーニング室については、窓がなく換気が難しいことから、閉鎖を継続することとしている。また、小中学校の体育館の開放についても中止していたが、こちらも4月1日から再開の予定である。

次に、町立図書館について、こちらも3月5日から臨時休館としていたが、3月24日から開館としている。開館する上では、窓を開けたり、閲覧室の椅子を間引いて間隔を空けたりするなどの対応を実施している。

次に、この間の行事についてであるが、ほとんどが中止又は延期となっている。例年であれば、武道祭がむくのきセンターで開催され、精華寿大学の修了式がかしのき苑であり、東光小学校を会場に各校が集まってフレンドシップコンサートが開催され、少年少女合唱団の定期演奏会が開催されるなど、多くの行事が開催されるが、これら全てが中止となっている。

次に、4月1日の町内の教職員の人事異動について、管理職の異動に関し

ては、前回の教育委員会において議案を提案し、承認いただいたところである。件数だけ申し上げると、小学校と中学校の合計で、校長の退職が3件、校長の転入が1件、校長の昇任が2件である。教頭に関しては、転出が1件、町内での異動が2件、教頭への昇任が3件、主幹教諭への昇任が1件となっている。一般教員の異動については、定年退職が小中学校合わせて4名、普通退職が1名、町からの転出が15名であった。転出については、昨年度が12名であり、若干の増となっている。町内での異動は7名で、昨年度が6名、一昨年度が14名であった。転入については6名で、昨年度は11名であった。新規採用は10名であり、昨年度が9名、一昨年度が8名、29年度では5名であったことから、多いのではないかと感じている。

#### (5) 議決事項

議案第5号 精華町就学援助規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

今回の改正については、国の就学援助の項目に、新たに卒業アルバム代が追加されたことを受け、本町の規則にも追加をするものである。あわせて、当該条文中の号番号の整理を行っている。

松下委員 卒業アルバムが第11号に入り、その後の各号が順番にずれるのであれば分かるが、修学旅行費と学校給食費が入れ替わっているが、何か理由はあるのか。

教育部長 学校給食費については援助の対象外となっていることから、今回の改正に合わせて順番の入れ替えを行い、援助の対象外としたものである。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第6号 精華町学校運営協議会規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会の設置に関する内容が改正されたことを受けて、

当該規則の一部を改正するものである。改正の主な内容としては、学校運営協議会を設置する学校を教育委員会が指定する制度が廃止されたため、指定に関する規定を削除したものである。指定制度の廃止に伴い、各学校に学校運営協議会を設置することが努力義務化された。また、今回の改正に合わせて、実際の運営や実態に合わせて条文の見直しや整理を行っている。

松本委員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、第47条の5に学校運営協議会に関する事項が規定されているが、その役割としては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べること、職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則に定める事項について意見を述べること、以上の3点となっている。一方で、今回の規則改正においては、改正後の第5条においてこの点に関する内容が盛り込まれているが、教育委員会に対して意見を述べる際には、あらかじめ校長の意見を聴取することや、校長を経由して行うことと規定されているほか、改正後の第12条では、協議会の会長は校長が指名することなど、学校協議会と学校の関係の中で、校長の役割や権限が明記されており、賛同できる。また、改正後の第14条にも、学校運営協議会の適正な運営を確保するための措置の1つとして、校長が教育委員会に対して意見を申し出る内容が規定されている点についても同様に賛同する点である。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第7号 精華町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について

教育部長 【提案説明】

規則制定の目的としては、教育職員の働き方改革の一環として、業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定めるものであり、第1条の趣旨にその旨が規定されている。第2条では、

教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を規定しており、第3条では、当該規則に関する委任事項を規定している。

川村教育長 若干補足すると、国が、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法を改正し、所定の勤務時間を除いた時間の上限管理について、法律に根拠を持たせたことにより、京都府が関連する給与条例を改正した。その上で、京都府立学校に適用される同様の規則を京都府教育委員会に提案し、すでに議決を得ている。国及び京都府から各市町村教育委員会に対し、当該規則の制定に関する指導があり、今回提案させていただいたものである。

この件に関しては、今回の法律改正や規則制定の動きが出る以前に文部科学省からガイドラインが提示されており、京都府においてはこれに基づく方針をすでに制定していた。府下の各市町村教育委員会においても、京都府の動きに沿って指針の制定の準備を進めており、本町においても同様であった。しかし、その途中で、国の方で法律に根拠を設ける動きが出てきたため、先ほどの指針策定に関する事務を一旦中止し、今回の規則制定を先に提案させていただいた。

本日、この議案について可決をいただくこととなれば、京都府の方針なども参考としながら、今回の規則をより具体的で実効できるような方針を定めていきたいと考えている。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第8号 令和2年度精華町奨学生及び精華町社会福祉奨学生の決定について

議案第8号は、個人に関する情報を審議することから、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるため、会議に諮られ「異議なし」としてこの議案については非公開となった。

教育部長 【提案説明】

精華町奨学金条例及び精華町社会福祉基金条例、その他この条例に関する施行規則に基づき、学生の向学心を助長すること、また、本町における社会福祉事業の一環として、奨学金については学生に、社会福祉奨学金については学生の保護者に対し支給するものである。

今年度の対象者については16名である。資格要件としては、奨学金については、学生が町内在住で、府内外関係なく高等学校もしくは同程度の学校に在学し、操行善良で学業優秀、そして健康な者。社会福祉奨学金については、扶養者が精華町内に居住し、生活困難のために学資の負担に耐えられない者で、府内外関係なく高等学校に在学し、操行善良で学業優秀、そして健康な者となっている。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第9号 精華町社会教育委員の委嘱について

教育部長 【提案説明】

新任が2名、再任が8名、合わせて10名の方について、今回、提案させていただくものである。委員については、学校教育、社会教育関係者を1号委員、家庭教育活動関係者を2号委員、学識経験者を3号委員としており、新任の2名についてはいずれも1号委員として委嘱させていただく。なお、それぞれ精華町文化協会とNPO法人精華町体育協会から推薦をいただいている。

社会教育委員の定員については、条例に12名と規定されているが、欠員の2名については、現在調整中であり、4月以降の教育委員会において、改めて提案させていただきたいと考えている。なお、任期については、現任期がこの3月末をもって満了となるため、令和2年4月1日からの2年間としている。

松本委員 参考資料の名簿に記載の経歴・所属等の欄について、元教員という記述があるが、この場合、教員に校長等を加えた教職員

という文言が法令にあるので、元教職員という記述の方が良いのではないかと思う。

生涯学習課長 意見を参考にさせていただき、今後については整理の上で提案させていただく。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第10号 精華町文化財保護審議会委員の委嘱について

教育部長 【提案説明】

1名が新任であり、再任が4名、合わせて5名の方について提案させていただく。なお、新任の方については、元京都府職員で、精華町史の執筆委員を務められた方である。

委員は10名以内と規定しているが、今回については、前回2年前と同様に5名の方で提案させていただいている。任期については、現任期がこの3月末をもって満了するため、令和2年4月1日からの2年間としている。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第11号 精華町スポーツ推進委員の委嘱について

教育部長 【提案説明】

9名の方について提案させていただいているが、すべての方が再任である。各競技に対し精通されている方について、幅広い分野で人選させていただいた。なお、定員については、15名と規定されているが、今回は9名での提案とさせていただいた。6名の欠員が出ているが、スポーツの実技指導や住民のスポーツの振興のための指導、助言など、本町のスポーツ振興に貢献いただける方について、引き続き人選を進めていきたいと考えており、適任と思われる方が見つかれば次第、提案ができればと考えている。任期については、現任期がこの3月末をもって満了するため、令和2年4月1日からの2年間としている。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(6) 事務局からの諸報告

教育部長 1 3月会議の内容について

3月会議の会派代表質問において、3会派から質問があり、主に防災食育センターに関して質問をいただいた。

また、一般質問では、移動図書館に関することや、教員の変形労働時間制に関する事などについて、質問をいただいた。

教育部長 2 教育部の人事異動について

3月23日に職員の異動に関する内示があり、学校教育課では課長を含めて3名、生涯学習課では3名の異動の内示があった。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

2月の問題事象は2件。不登校については10名。

(2) 中学校

2月の問題事象は2件。不登校については28名。

問題事象については、小学校、中学校ともに指導を完了している。

不登校については、各学校とも担任や学年主任等を中心に、本人や保護者と家庭訪問等により連絡を取り合っており、児童生徒の状況については把握できている。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

2月の重災害についてはない。

総括指導主事 3 問題事象の月別発生件数について

問題事象について、前年度の2月と比較すると大きな変化はなく、小学校、中学校とも発生件数は少ない。今後も指導を充実するとともに、未然防止に努めていきたい。

次に、長期欠席者の状況について、月3日以上の欠席者数を前年度の2月と比較すると、小学校では減少しているが、中学校では若干増加している。引き続き家庭と連携をとりながら取り組んでいきたい。

総括指導主事 4 中学校の京都府学力診断テストの結果について

中学2年生において、国語、数学、英語の学力診断テストが実施された。その結果について、精華町学力向上総合推進委員会の中学校部会において、取りまとめと分析を行ったものである。各教科とも基礎学力の充実、定着、向上が見られ、京都府の平均と比較すると、全体として良好な結果と言える。各年度の推移を見ると、年度によって多少の差はあるが、過去12年間において、本町では、京都府、山城教育局管内の平均を上回る結果が出ている。

また、得点分布について、本町は京都府の平均と比べて高い傾向にあるが、数学に関しては点数が二極化する傾向が進んできており、注視していく必要がある。今後も生徒の興味、関心を引き出し、授業改善に取り組んでいきたいと考えている。

学校教育課長 1 精華町まちづくり実施計画（案）について

実施計画（案）については、昨年度に策定の精華町まちづくり基本構想、今年度に策定の精華町まちづくり基本計画をもとに策定したものであり、主に防災食育センターの整備に向けた内容となっている。

防災食育センターの施設概要として、精華中学校の東側空き地を活用した整備を進めることとしており、敷地面積は約1,400㎡、鉄骨造2階建て、延べ床面積は約1,080㎡である。災害時には4,650食の応急給食と、平常時には中学校給食センターとして1,200食の想定食数としている。配置計画については、隣接する幼稚園や周辺の住宅に配慮して、建物は敷地南側及び西側に寄せた計画としている。また、敷地の出入口については、北東部に設ける計画である。

諸室計画については、給食調理員のみが入ることのできる区域と一般の方が入ることのできる一般区域を完全に分離するなど衛生面等に配慮するとともに、災害時、平常時ともに有効利用できる諸室計画としている。構造計画については、地震後に補修することなく安全確保や機能確保が図れるよう耐震安全性に配慮して整備を進めることとしている。また、意匠計画では、隣接する精華中学校の外観デザインを踏襲し、周辺住宅との調和に配慮した外装計画を考えている。

次に、設備計画については、災害発生後に最低3日間は応急給食を実施するため、応急給食に必要な食材の備蓄をすることとしている。なお、応急給食の設備機器は、災害時に熱源供給がストップした場合でも稼働できるよう、ガス熱源を採用することとし、災害時の対応を考慮してプロパンガスの採用を計画している。給排水や電源設備等については、災害時においても応急給食等が実施可能な供給量を確保する設備計画としている。

最後に、概算費用については9.7億円を見込んでおり、財源を確保した上で、令和3年度から建設工事に着手し、令和5年度の竣工を目指している。

この実施計画については、3月末までに最終的なとりまとめを行い、今年度中に策定を完了する予定である。

#### 生涯学習課長 1 各種行事の中止又は延期について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から各種行事について、中止又は延期の措置をとっている。

本日、町民文化賞、スポーツ賞の表彰式を開催予定であったが、表彰式については中止とし、受賞者に対しては個別で表彰状と記念品をお渡しした。

次に、東京オリンピック2020の聖火リレーについて。オリンピックが延期になったことに伴い、5月27日に予定していた聖火リレーについても一旦中止となった。今後、国の動向等を注視するとともに、情報収集にも努め、再度の実施が決定した際には、遺漏のないよう取り組みたい。

### 【委員からのご意見】

- 松下委員 防災食育センターについて、アレルギー対応の給食についても想定されているが、専用の調理室等を確保して実施するのかが。
- 学校教育課長 アレルギー対応については、基本的に小学校給食でのアレルギー対応と同様に、除去食による対応を想定しており、想定する食数や除去食対応をもとに検討したところ、専用の調理室は設置せず、専用スペースと調理台を設けることにより対応することとした。

### (7) 後援関係

2月から3月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数4件、学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が4件である。内訳は、社会教育係が3件、社会体育係が1件、図書係が0件である。

### (8) 4月の行事予定

教育部長 現在のところ、4月1日の辞令交付式と着任式は実施予定である。図書館で予定していた行事については中止とした。他の各種行事について、4月については基本的に中止、縮小等の対応としている。

その中で、4月6日には小学校、7日には中学校の始業式を予定しており、4月7日には小学校、8日には中学校の入学式を予定している。始業式については、各教室で校内放送を利用するなど、各学校の状況に応じて様々な対応を行う中で実施予定である。入学式については、規模の縮小や時間短縮など、こちらも必要な対応を行う中で実施を予定している。

この間、本町においても、新型コロナウイルスの対策本部を設置し対応に当たっているが、国や京都府の方針等も受けた中で、当面の間については、引き続き規模縮小や中止を基本とすることになる。

### (9) 閉会

教育長が第3回教育委員会の閉会を宣言。